

## 愛媛県地域の守り手力強化支援事業 よくある質問

|     |   |
|-----|---|
| Q.1 | 補助事業者の採択方法は？  |
| A.1 | <p>提出いただいた事業実施要望書の内容について、<b>外部専門家を含めた審査会での審査を経て、採択する事業者を決定</b>します。</p> <p>&lt;主な審査項目&gt;</p> <p>①事業の有効性、②実施の確実性、③事業の遂行に十分な能力があるか、④事業の妥当性、⑤事業の独自性、⑥（事業区分（i）・（iii）のみ）処遇向上の取組みの有効性</p> <p>※先着順ではありません。</p>   |
| Q.2 | 補助対象となる期間は？   |
| A.2 | <p><b>補助金交付決定日から令和9年2月28日までに支出する経費</b>が対象です。</p> <p>※<b>交付決定前に事業に着手している場合には、補助対象外となりますので、ご注意ください。</b></p>   |
| Q.3 | 同一年度に、複数の事業区分での応募はできますか？  |
| A.3 | <p>異なる事業を実施予定であれば、<b>事業区分（i）・（ii）・（iii）それぞれに応募可能</b>です。</p> <p>また、事業区分（iii）多様な人材の確保への取組みに関する事業については、①人材確保・養成費②施設整備費の両方を、同一の要望書で応募できます。</p> <p>※<b>愛媛県地域の守り手力強化事業以外の補助金・助成制度との併用不可</b></p>   |
| Q.4 | 技術関係職員の処遇向上の取組みには、どのようなものがありますか？  |
| A.4 | <p>処遇向上の取組み例は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・給与の引上げ（資格手当、家族手当等の手当の新設・拡充を含む。）</li> <li>・休暇の増加（永年勤続休暇、ボランティア休暇等の特別休暇を含む。）</li> <li>・雇用形態の改善（日給制から完全月給制、非正規から正規への転換など）</li> <li>・福利厚生への拡充<br/>（社員寮・借上社宅、家賃補助制度・住宅手当、人間ドックや余暇活動への助成制度など）</li> <li>・資格取得等への支援制度<br/>（資格受験に係る費用補助制度や工事成績に応じた報奨金制度など）</li> </ul> <p>なお、補助金の支給に当たっては、事業実施要望書に記載した取組内容の完遂が必要です。</p> <p>※<b>処遇向上の取組みについての経費は補助対象外</b></p> |

### 【お問合せ先】

愛媛県 土木管理課 契約・建設業グループ  
TEL:089-912-2643

